

戦没者等の遺族のみなさまへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第１２回特別弔慰金）が支給されます。

令和７年４月１日現在で、公務扶助料や遺族年金等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、先順位の遺族１名に特別弔慰金（額面２７万５千円、５年償還の記名国債）が支給されます。

- 【対象者】 戦没者等が亡くなった当時の遺族で、次の優先順位の１名
- 令和７年４月１日までに弔慰金の受給権を取得した方
 - 戦没者等の子
 - 戦没者等と生計関係を有していた
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等が亡くなった当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
 - 前記１～３以外の三親等以内の親族
※戦没者等が亡くなる時まで引き続き１年以上生計関係を有していた方に限られます。

【請求期間】 令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの３年間

- 【提出書類】 ①請求書 ②現況申立書
③その他、個々により各種様式が必要な場合があります。
※①～③の提出書類については、市役所社会福祉課にあります。
④戸籍書類
※④の戸籍書類については、不要になる場合がありますので受付前に個人で請求はしないでください。

- 【請求手続きに必要なもの】
- ①請求者または代理人等の本人確認書類
※代理人等の請求の場合は、請求者と代理人等、両方の本人確認書類が必要となります。

- ◆官公庁から発行された顔写真入りの書類（運転免許証・運転経歴証明書・マイナンバーカード等）
- ◆官公庁から発行された顔写真がない書類（介護保険被保険者証・年金手帳等）
※氏名の他に、生年月日または住所が入ったもの
- ◆氏名の他に、生年月日、住所または顔写真が入った書類（預金通帳・公共料金の領収書・診察券・社員証等）

《受付相談は、事前に社会福祉課まで電話予約をお願いします》

混雑を防ぐために、右ページの『第１２回特別弔慰金受付相談日程』の受付地区（お住まいの地区）の日に合わせていただきますよう、ご協力の程、よろしく願いいたします。日程が合わない場合は、随時、社会福祉課で受付相談を行っておりますので、事前にご連絡ください。

◆問い合わせ 津久見市 社会福祉課 ☎０９７２－８２－９５１９

第１２回 特別弔慰金 受付相談日程

◆令和７年６月３日から、下記会場で地区別にて受付を行います。

■これまでに特別弔慰金を受けたことのある方（第１１回特別弔慰金受給者）

月	日	曜日	受 付 地 区	受 付 会 場	受 付 時 間	
					午前の部	午後の部
6	3	火	千 怒 区	市役所大会議室	9：00～ 11：30	13：00～ 16：00
	4	水				
	5	木				
	6	金				
	10	火	徳 浦 区 ・ 堅 浦 区	福 良 公 民 館	10：00～ 12：00	13：00～ 16：00
	11	水	長 目 区 ・ 無 垢 島 区			
	12	木	日 見 ・ 福 良 ・ 網 代	四 浦 出 張 所	10：00～ 12：00	13：00～ 16：00
	16	月	江ノ浦・赤崎・鳩浦・荒代			
	17	火	四 浦 区	保 戸 島 出 張 所	10：00～ 12：00	13：00～ 15：00
	18	水	（鳩浦・荒代除く）			
	19	木	保 戸 島 区	市 役 所 社 会 福 祉 課	9：00～ 11：30	13：00～ 16：00
	20	金	警固屋区・入船区・川上区			
	24	火	青江区・川内区・畑区			
	25	水	岩 屋 区 ・ 宮 本 区			
	26	木	彦ノ内区・中田区			
27	金	西 ノ 内 区				

■今回初めて請求する方
（前回の受給者が亡くなった場合・年金、扶助料受給者が亡くなった場合等）

月	日	曜日	受付地区	受付会場	受付時間	
					午前の部	午後の部
７	２	水	千 怒 区	市 役 所 社 会 福 祉 課	９：００～ １１：３０	１３：００～ １６：００
	４	金	徳 浦 区 ・ 堅 浦 区 長 目 区 ・ 無 垢 島 区			
	８	火	警固屋区・入船区・川上区 青江区・川内区・畑区			
	９	水	岩 屋 区 ・ 宮 本 区			
	１１	金	彦ノ内区・中田区 西 ノ 内 区	福良公民館	１０：００～ １２：００	１３：００～ １６：００
	１５	火	日見・福良・網代 江ノ浦・赤崎・鳩浦・荒代			
	１６	水	四 浦 区 （鳩浦・荒代除く）	四 浦 出 張 所	１０：００～ １２：００	１３：００～ １５：００
	１８	金	保 戸 島 区	保戸島出張所		

※上記日程以外も随時、市役所社会福祉課にて受付を行います（要事前予約）